

# 電子記録移転権利の預託の受入れ等に関する規則

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規則は、正会員が顧客の電子記録移転権利（定款第3条第1項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）の預託を受ける場合の方法、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等について定め、正会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。

## 第2章 保護預り契約

### (契約の締結)

**第2条** 正会員は、顧客から委任契約又は準委任契約により電子記録移転権利の預託を受ける場合には、当該顧客と電子記録移転権利の預託に関する契約（以下「保護預り契約」という。）を締結しなければならない。ただし、正会員が顧客との間で締結する保護預り契約以外の契約において、次項各号に規定する事項（当該正会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項を除く。）を定めている場合についてはこの限りでない。

**2** 前項の保護預り契約には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、正会員の業務内容等に鑑み、あらかじめ顧客との間で保護預り契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。

- 1 電子記録移転権利及び電子記録移転権利を移転するために必要な情報の管理方法に関する事項
- 2 正会員への届出事項及び届出事項の変更手続きに関する事項
- 3 保護預り電子記録移転権利の口座処理に関する事項
- 4 顧客への連絡事項
- 5 名義書換等の手続き等に関する事項
- 6 償還金等の代理受領に関する事項
- 7 電子記録移転権利の移管に関する事項
- 8 保護預り管理料に関する事項
- 9 解約要件に関する事項
- 10 免責事項
- 11 契約の変更手続きに関する事項

### (預託を受けた電子記録移転権利の口座処理)

**第3条** 正会員は、前条第1項の規定により保護預り契約を締結した場合は、当該顧客から預託を受けた電子記録移転権利の出納保管は、第三者に委託する場合を除き、保護預り口座により行わなければならない。ただし、正会員が前条第1項ただし書に規定する保護預り契約以外の契約を顧客との間で締結している場合であって、当該契約で定める口座により預託を受けた電子記録移転権利の出納保管（第三者に出納保管を委託する場合を含む。）を行うときはこの限りでない。

### (適用除外)

**第4条** 本章の規定は、以下の各号に掲げるものについては、これを適用しない。

- 1 常任代理人契約に基づく電子記録移転権利の預託の受入れ
- 2 次に掲げる権利を表示した電子記録移転権利の売買その他の取引等（電子記録移転権利につ

いての、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第8項第1号から第10号まで及び第16号に規定する行為をいう。以下同じ。）に基づく電子記録移転権利の預託の受入れ  
イ 金商法第2条第2項第4号に規定する外国法人の社員権  
ロ 金商法第2条第2項第6号に規定する権利

### 第3章 委任契約

#### （常任代理人契約）

**第5条** 正会員は、顧客から電子記録移転権利に関する常任代理業務に係る事務の委任を受けるときは、当該顧客からその委任を証する書面（以下「委任状」という。）を徴求しなければならない。

### 第4章 照合通知書及び契約締結時交付書面

#### （照合通知書による報告）

**第6条** 正会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第98条第1項第3号イに規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付し又は同府令第108条第6項に規定する通帳に記載する方法により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。

1 電子記録移転権利の売買その他の取引等のある顧客

1年に1回以上

2 金銭（金商法第2条の2の規定により金銭とみなされるものを含み、正会員（登録金融機関に限る。）にあっては、金商法第33条の2の登録に係る業務において取扱う金銭をいう。以下同じ。）又は電子記録移転権利の残高がある顧客で前号に掲げる取引又は受渡しが1年以上行われていない顧客

随時

2 前項に規定する照合通知書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

1 立替金、貸付金、預り金又は借入金の直近の残高

2 委任契約、準委任契約に基づき預託を受けている電子記録移転権利の直近の残高

3 正会員は、第1項の規定にかかわらず、顧客が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）である場合であって、当該顧客からの前項各号に掲げる金銭又は電子記録移転権利の直近の残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、報告を行わないことができる。

#### （残高がない場合の報告）

**第7条** 正会員は、顧客に前条の規定による報告を行う場合において、同条第2項各号に掲げる金銭及び電子記録移転権利の残高がない顧客で直前に行った報告以後1年に満たない期間においてその残高があったものについては、照合通知書により当該顧客に現在その残高がない旨の報告を行わなければならない。

#### （照合通知書の作成及び交付）

**第8条** 照合通知書の作成は、正会員の検査、監査又は管理を担当する部門において行うものとす

る。

- 2 正会員は、顧客に交付する照合通知書に、次の各号に掲げる事項を見易いように表示しなければならない。なお、登録金融機関金融商品仲介行為（電子記録移転権利の売買その他の取引等につき、他の金融商品取引業者又は登録金融機関の委託を受けて、正会員（登録金融機関に限る。）が当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う金商法第2条第11項第1号から第3号までに掲げる行為をいう。）に係る照合通知書には、第3号の連絡先のほか、当該正会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者を表示することができる。
- 1 顧客が照合通知書を受けとったときは、その記載内容を確認すること。
  - 2 照合通知書の内容に相違又は疑義があるときは、遅滞なく、当該正会員の検査、監査又は管理を担当する部門の責任者に直接照会すること。
  - 3 前号に係る連絡先
  - 4 正会員は、照合通知書を顧客に交付するときは、当該顧客の住所、事務所の所在地又は当該顧客が指定した場所に郵送により行わなければならない。
  - 5 前項の規定にかかわらず、正会員は、照合通知書を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを当該顧客に店頭において直接交付するときは、正会員の主管責任者（営業所又は事務所ごとに定める営業、検査、監査若しくは管理を担当する部門の責任者をいう。以下同じ。）が直接照合通知書を交付することができる。この場合において、当該主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴求しなければならない。
  - 6 第3項及び前項の規定にかかわらず、正会員は当該顧客から照合通知書の交付方法について特に申出があった場合においては、次に掲げる全ての要件を満たす方法により交付することができる。
    - 1 当該顧客から照合通知書の交付方法、期間その他必要な事項を記載した正会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、正会員は当該念書が顧客本人からの申出であることを確認するものとする。
    - 2 前号により顧客から念書を徴求したときは、主管責任者は、電話等により直接当該顧客にその事実を確認すること。
    - 3 照合通知書は、作成後、遅滞なく、当該顧客に交付すること。
    - 4 照合通知書の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。この場合、主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴求しなければならない。
  - 7 正会員の主管責任者が照合通知書を顧客の住所又は事務所に持参して直接交付した場合は、これを郵送により交付したものとみなす。この場合、当該主管責任者は、当該顧客から照合通知書に対する回答書を速やかに徴求しなければならない。
  - 8 正会員は、照合通知書を顧客に交付したときは、その交付日及び交付方法を発信簿その他の帳ひょうに記録し、その事実が容易に確認できるようにしなければならない。

(顧客からの照会に対する回答)

- 第9条 正会員は、顧客から第6条第2項各号に掲げる金銭又は電子記録移転権利の残高（第3項において「電子記録移転権利 等の残高」という。）について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその残高について回答しなければならない。
- 1 正会員は、前項の照会が金融商品仲介業務（金商業等府令第1条第4項第13号に規定する金融商品仲介業務をいう。以下同じ。）に係るものであったときは、必要に応じて、金融商品仲介業務の委託を行う金融商品仲介業者に報告を求め、調査するものとする。
  - 2 顧客からの電子記録移転権利等の残高についての照会の受け付け又はこれに対する回答は、正会員の検査、監査又は管理を担当する部門において行うものとする。

(契約締結時交付書面による報告)

第10条 第8条第2項、第3項及び第7項の規定は、契約締結時交付書面の作成及び交付について準用する。

- 2 前項により準用する第8条第3項の規定にかかわらず、正会員は、契約締結時交付書面を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを当該顧客に店頭において直接交付するときは、主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が顧客に交付することができる。
- 3 第1項により準用する第8条第3項及び前項の規定にかかわらず、正会員は、顧客から契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合においては、次に掲げる要件のすべてに該当する方法により交付することができる。
  - 1 当該顧客から契約締結時交付書面の交付方法、期間その他必要な事項を記載した正会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、正会員は当該念書が顧客本人からの申出であることを確認するものとする。
  - 2 前号により顧客から念書を徴求したときは、主管責任者は、電話等により直接当該顧客にその事実を確認すること。
  - 3 契約締結時交付書面は、作成後、遅滞なく、当該顧客に交付すること。
  - 4 契約締結時交付書面の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。
  - 5 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、正会員の主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が契約締結時交付書面を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。
  - 6 前条第3項の規定は、顧客の電子記録移転権利の売買その他の取引等に係る当該顧客からの照会の受け付け及びこれに対する回答について準用する。

## 第5章 書面の電磁的方法による交付等

(電磁的方法による交付等)

第11条 正会員は、次に掲げる書面に記載すべき事項について、この章に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において当該正会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

- 1 第6条第1項に規定する照合通知書
- 2 契約締結時交付書面
- 3 正会員は、次に掲げる書面の徴求等に代えて、この章に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供を受けることができる。この場合において当該正会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。
  - 1 第5条に規定する委任状
  - 2 第8条第4項から第6項に規定する照合通知書に対する回答書
  - 3 第8条第5項第1号及び第10条第3項第1号に規定する念書

(電磁的方法による交付等の方法)

第12条 正会員は、前条に掲げる書面について交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付する場合には、次の各号に掲げる方法により提供することとする。

- 1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 正会員等（書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供を行う正会員との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客又は当該正会員の用に供する者を含む。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等の使用に係る電子計算機とを接続する

電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

- ロ 正会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法
  - ハ 正会員等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法
  - ニ 閲覧ファイル（正会員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法
- 2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

#### （電磁的方法による交付等における基準）

第13条 前条各号に掲げる方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 1 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
- 2 前条第1号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあっては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知することである。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
- 3 前条第1号ハ又はニに掲げる方法にあっては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（第15条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前条第1号イ、ロ若しくは同条第2号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。
  - イ 前条第1号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項
  - ロ 前条第1号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項
- 4 前条第1項ニに規定する方法にあっては、次に掲げる基準に適合することである。
  - イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。
  - ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持されることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

#### （電磁的方法による徴求等の方法）

第14条 正会員は、書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供を受ける場合には、次の各号に掲げるもの（正会員がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）に従い行うこととする。

- 1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
  - イ 正会員の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線

- を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
- 2 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを得る方法

(顧客の承諾)

- 第15条** 正会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 1 第12条又は第14条に掲げる方法のうち正会員が使用するもの
  - 2 ファイルへの記録の方式

(承諾の撤回等)

- 第16条** 前条の規定による承諾を得た正会員は、書面又は電磁的方法により、当該顧客から、電磁的方法による提供を受けない又は行わない旨の申出があったときは、当該顧客に対し、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供すること又は提供を受けることはできない。ただし、当該顧客が再び前条の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

**附 則**

この規則は、令和6年7月1日から施行する。